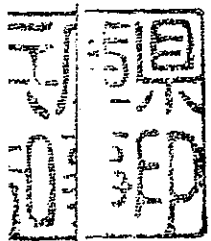




兵庫医科大学ささやま医療センターの

運営等に関する基本協定書



兵庫医科大学ささやま医療センターの運営等に関する基本協定書

篠山市（以下「甲」という。）と学校法人兵庫医科大学（以下「乙」という。）とは、乙の営む兵庫医科大学ささやま医療センター（以下「ささやま医療センター」という。）の今後の運営等について、兵庫県の立会いのもとに次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 乙は、平成9年10月1日付で、国立篠山病院から経営移譲を受けて運営してきた篠山病院（平成22年6月1日付でささやま医療センターに名称変更）について、兵庫県を立会人として、平成20年7月14日付で、「兵庫医科大学篠山病院の運営と整備に関する基本協定書」により甲と乙との間で協定を締結して運営についての必要な取り決めを行っていたが、平成30年7月13日付で当協定第11条に規定する協定期間が満了することから、兵庫県を立会人として甲、乙間で今後の運営について必要な取り決めをするものである。

（中核病院）

第2条 ささやま医療センターは、篠山市における地域医療の中核を担う病院として貢献している。今後も、地域全体の医療・福祉の充実に寄与し、地域包括ケアシステムの構築並びに教育・研究を推進する。

（運営方針）

第3条 ささやま医療センターの運営方針は、次のとおりとする。

- (1) 篠山市民（以下「市民」という。）が信頼し安心して医療を受けられる市民に必要な医療機能を備えた病院を目指す。
- (2) 篠山市の地域包括ケアの充実に向け、地域医療並びに在宅医療など、包括的な医療と介護の連携に取り組む。
- (3) 救急医療機能及び災害時の救護機能を維持・充実するよう努める。
- (4) 甲と乙の西宮及び神戸キャンパスと連携し、質の高い総合診療医などの医療人の育成を図ると共に、地域医療・福祉に貢献する研究を推進する。
- (5) 兵庫県からの寄附に基づく寄附講座を活用した地域医療・福祉に関する教育・研究を推進する。
- (6) 子供から高齢者まで、市民が、健康で住み慣れた地域で生活できるよう、地域医療モデル実現に向けた活動及び研究を行うとともに、市民に対する健康や介護予防などにかかる事業を実施する。
- (7) 稼働病床数は150床以上とする。

- (8) ささやま医療センターは、赤字経営もいとわず、採算性よりも市民の安心・安全を守る地域医療・福祉の充実に貢献してきたが、今後、甲、乙協力して、これを支える安定した経営基盤の確立を目指す。

(土地の取扱)

第4条 平成28年3月1日付で甲と乙により締結した土地交換契約書によって、甲が所有する旧篠山病院跡地の取扱については、同日で締結した公有財産無償貸付契約書において定めるとおりとする。

(運営に係る費用負担)

第5条 甲は乙に対し、前記第2条及び第3条の目的を達成するため、次のとおり支援する。

- (1) 運営費の補助金として年額1億2,600万円を交付する。
- (2) 前号とは別に救急医療に関わる補助金として9,000万円を交付する。この補助金は、第8条に規定する乙の救急医療体制における診療時間外救急負担割合に応じて支給されるものとする。
- (3) 甲は、平成20年7月14日基本協定締結後のささやま医療センターの累積赤字が解消するまでは、第1号の補助金を交付する。

(寄附講座)

第6条 第3条第5号に規定する兵庫県からの寄附に基づく寄附講座は、地域救急医療学講座並びに機能再生医療学講座とし、当講座を通じて地域医療・福祉における教育・研究を推進する。

(病院機能、診療科目)

第7条 ささやま医療センターは、1次、2次救急医療、急性期医療、回復期医療及び在宅医療機能を確保・維持していくこととし、甲はこれらの機能の充実にあたり、協力するものとする。

- 2 乙はささやま医療センターにおいて、内科、外科、整形外科、リハビリテーション科、産科、婦人科、小児科、放射線科及び麻酔科の存続と充実に努めることとする。
- 3 前項にかかわらず、乙は、兵庫県の調整のもとに行われる地域医療の役割分担に基づく診療科の充実・改廃を行うことができる。
- 4 医療従事者の不足、経営状況その他やむを得ない事情により、第2項の診療科目の存続が困難になった場合には、兵庫県立会いのもとに甲、乙協議の上、一定期間休止等の措置を講じることもやむを得ないものとするが、甲、乙協力の上、当該診療科の存続又は再開について可能な限り努力する。

(救急医療体制)

第8条 乙はささやま医療センターにおいて、篠山市の24時間365日の救急医療体制の中で可能な範囲で最大限の負担を負い、中核的な役割を担う。

2 甲は、ささやま医療センターが救急医療体制を維持していくにあたり、効率的な救急搬送体制の整備に努めるとともに、地域の他の医療機関も含めた救急医療機能の役割分担を進める。

(病院運営協議会)

第9条 乙は、甲及び市民の意見を病院運営に反映させるため「兵庫医科大学ささやま医療センター運営協議会」(以下「運営協議会」という。)を設置する。

2 運営協議会においては、ささやま医療センター、ささやま老人保健施設、居宅サービスセンターの各事業(以下、「篠山キャンパス」という。)について協議する。

3 乙は、運営協議会の求めに応じ、篠山キャンパスの財務状況を公開しなければならない。

4 運営協議会の設置、運営については、甲、乙協議の上、別に定める。

(連携協力)

第10条 甲、乙は、ささやま医療センターを拠点として、乙が将来にわたり、地域に開かれた大学として発展できるよう相互に連携協力する。

(期間)

第11条 本協定の期間は、平成30年7月14日から7年間とし、その後については、医療情勢の変化等を踏まえ、甲、乙協議の上、協定期限6ヶ月前までに決定する。

(協定の解除)

第12条 前条にかかわらず、甲及び乙は、相手方が本協定に定める義務を履行しない場合、相当の期間を定めて催告の上、本協定を解除することができる。

(信義誠実)

第13条 甲又は乙のやむを得ない事情によりささやま医療センターの運営が困難となった場合には、兵庫県立会のもとに甲、乙信義誠実に協議の上、対応を決定する。

2 本協定に定めのない事項については、甲、乙信義誠実に協議の上、決定する。

本協定の締結の証として本書3通を作成し、甲、乙及び立会人が署名押印し、各々その1通を保有する。

平成30年6月21日


甲 篠山市北新町4 1.番地
篠山市

篠山市長

酒井 隆明 

乙 西宮市武庫川町1番1号
学校法人 兵庫医科大学

理事長

新家 莊平 

立会人 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県

兵庫県知事

井 久 敏



